飲料水供給施設整備費補助金について

飲用水が不足する地域の住宅および集会施設に対する飲用水の供給によって生活環境を改善することを目的とし、新たにボーリング方式等により水源を整備される方に補助金を交付します。

補助金額

- 補助率：補助対象経費の 2 分の 1（千円未満切捨て）
- 補助限度額：40 万円（2 戸以上共同で申請される場合は、一戸につき 36 万円）

補助対象施設

- **原則、1 戸1補助施設**
- **事業箇所が計画給水区域に該当しない**こと（一部例外あり）
  ※給水区域該当の有無は申請書受理後、市で調査いたします
- **一日当たり 300 リットル（×申請戸数）以上の水量が確保**でき、**水質が公的機関の行う飲適検査に適合（検査に適合しない場合、滅菌器の設置を条件とする）**すること

補助対象

- **市内に住所を有し、居住している方**または**市内に飲用水施設を伴う住宅を購入され移住される方**
- **世帯員全員が市税、納付金等を滞納していない**こと
- **申請年度内に事業が完了**し、遅滞なく書類を提出すること

申請手続きの流れ

1. **環境政策課へ相談**（制度について説明し、申請書を手交）
2. **業者へ相談**（申請年度内に事業が完了することを確認）し、申請時に必要な書類を環境政策課へ提出
3. **交付決定通知書**が送付される
4. 業者に**工事を開始**してもらう（工事の着手と同時に着手届を環境政策課へ提出）
5. **工事完了**
6. 完了後の**実績報告書類**と**完了検査希望日時**（この時点で配管も完了し、台所等の飲料水として使用する蛇口から水が出ること）を記入した**書類を環境政策課へ提出**
7. 環境政策課の職員による、**完了検査**実施（検査内容：写真を撮影します・・・**井戸**と**台所等の蛇口**の写真）
8. **交付確定通知書**と**補助金振込予定日を記載した書類**が**送付**される
9. 振込予定日に請求書へ記載の**口座へ補助金が振り込まれる**

※詳しくは、環境政策課へお問い合わせください↓↓

お問い合わせ

庄原市 環境政策課 環境政策係
〒727-0003 庄原市是松町 20 番地 25
☎0824-72-1398